

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(三九五～三九八・商工業振興課)

都市計画の変更による送付図書の縦覧(三九九・都市計画課)

道路区域の変更(四〇〇～四〇二・道路環境課)

道路区域の変更及び供用開始(四〇三・道路環境課)

建築基準法による道路位置の指定(四〇四・北秋田建設事務所)

### 公告

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)五件

## 告 示

秋田県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

### 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社マルダイ 代表取締役 大高俊平

秋田市牛島東五丁目三番二十六号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルダイ土崎店

秋田市土崎港相染町字家ノ下二十六番地二外

(三) 変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻

株式会社マルダイ 外四者

ア 変更前 午前十時

イ 変更後 午前九時

(四) 変更する年月日

平成十四年六月一日

二 届出年月日

平成十四年五月二十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間  
平成十四年六月四日から同年十月四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

### 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平
- (二) 秋田市牛島東五丁目三番二十六号  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルダイ新牛島店  
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
- (三) 変更しようとする事項  
小売業を行う者の開店時刻  
株式会社マルダイ 外一者
- ア 変更前 午前十時  
イ 変更後 午前九時
- (四) 変更する年月日  
平成十四年六月一日
- 二 届出年月日  
平成十四年五月二十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課  
縦覧期間  
平成十四年六月四日から同年十月四日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(二) 意見  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

- 平成十四年六月四日  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平
- (二) 秋田市牛島東五丁目三番二十六号  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルダイ広面店  
秋田市広面字板橋添二十四外
- (三) 変更しようとする事項  
小売業を行う者の開店時刻  
株式会社マルダイ 外一者
- ア 変更前 午前十時  
イ 変更後 午前九時
- (四) 変更する年月日  
平成十四年六月一日
- 二 届出年月日  
平成十四年五月二十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課  
縦覧期間  
平成十四年六月四日から同年十月四日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(二) 意見  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社マルダイ 代表取締役 大高俊平

秋田市牛島東五丁目三番二十六号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルダイおのぼ店

秋田市仁井田本町五丁目十一番一号

(三) 変更しようとする事項  
小売業を行う者の開店時刻

株式会社マルダイ 外五者

ア 変更前 午前十時

イ 変更後 午前九時

(四) 変更する年月日  
平成十四年六月一日

二 届出年月日  
平成十四年五月二十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)
	旧	新				一	二	
	旧	新	三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字馬場三九番一地先から字城下一一四番一地先まで		六・〇〇	一三・〇〇	〇・七八六
			三百九十七号	"		一・〇〇	二七・〇〇	〇・七八六

平成十四年六月四日から同年十月四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、湯沢市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

湯沢都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年六月四日から同月十七日まで

秋田県告示第四百一号

一 道路の区域

道 道	道路の種類		旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)				
	新	旧										
熊堂六郷線	熊堂六郷線	熊堂六郷線	熊堂六郷線	熊堂六郷線	仙北郡仙南村金沢西根字八卦四二番一地先から一一五番二地先まで	仙北郡仙南村金沢西根字八卦五二番三から一一五番二地先まで	一五・〇〇〇～一六・〇〇〇	七・〇〇〇	〇・一一四			
										A	B	〇・一一四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年六月四日から同月十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年六月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百二号

一 道路の区域

道 道	道路の種類		旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧						
湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	平鹿郡雄物川町薄井字船沼二四〇番地先から字下鴨川五番一地先まで	湯沢雄物川大曲線	九・〇〇〇～一〇・〇〇〇	〇・七四八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十四年六月四日から同月十七日まで

秋田県告示第四百三十三号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
一般国道	新	旧	三百九十八号	雄勝郡羽後町堀内字新堀内三三番地先から払体字石田一五一番まで	〃	四・五〇〇～一三・〇〇〇	〇・五三五
	新	旧	三百九十八号			五・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・五三五

- 二 供用開始の期日 平成十四年六月四日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年六月四日から同月十七日まで

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第40号）第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四号

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
大館市板沢字乙上野二十三番地 富樫 一 広	北秋田郡比内町片貝字伊勢堂東五番百一十八の内及び十番八の内	十一・八五メートル	六メートル	平成十四年五月二十七日

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
カッティングロールベアラ 一台
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。  
納入期限  
平成十四年七月十九日（金）
- (四) 納入場所  
秋田県農業試験場

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十四年六月四日(火)から同月十三日(木)まで規定する県の休日を除き、平成十四年六月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年六月十九日(水)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年六月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価とする。)

一種一号重油(A重油) 八万リットル

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

契約した日から平成十四年九月三十日(月)まで

(四) 納入場所

秋田県庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十四年六月四日(火)から同月十三日(木)まで規定する県の休日を除き、平成十四年六月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年六月十七日(月)午後三時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
 平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価とする。)

一号灯油 二万リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

契約した日から平成十四年九月三十日(月)まで

(四) 納入場所

秋田県議会議棟

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十四年六月十七日(月)午後三時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六

号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年六月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量
  - トラックター 一台
  - (二) 購入物品の仕様等
  - 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限
  - 平成十四年六月二十五日(火)
  - (四) 納入場所
  - 秋田空港管理事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
  - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - 秋田県の休日を含め、平成十四年六月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
  - 平成十四年六月十八日(火)午後一時
  - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
  - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法
    - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
  - (三) 規則第六十六条に規定するところによる。
  - (四) 落札者の決定方法
    - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (五) 提出書類等
    - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
    - その他
    - 詳細は、入札説明書による。
- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年六月四日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
    - (一) 購入物品名及び数量
    - 赤外線リフレクトグラフィ用カメラシステム 一式
    - (二) 購入物品の仕様等
    - 入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 納入期限
    - 平成十四年七月三十一日(水)
    - (四) 納入場所
    - 秋田県埋蔵文化財センター
  - 二 入札に参加する者に必要な資格
    - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
    - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
    - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 三 契約条項を示す場所等
    - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
    - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
    - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)



ページ	正		誤		
	段	行	誤	正	
平成十四年五月十日(第千三百六十六号)公告(土地改良区の新たな土地改良事業					<p>(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法</p> <p>秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。</p> <p>四 入札執行の日時及び場所</p> <p>平成十四年六月十八日(火)午後一時三十分</p> <p>秋田県庁地下一階管財課入札室</p> <p>五 入札保証金</p> <p>秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。</p> <p>六 その他</p> <p>(一) 入札の方法</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(二) 入札の無効</p> <p>規則第六十六條に規定するところによる。</p> <p>(三) 落札者の決定方法</p> <p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。</p> <p>(四) 提出書類等</p> <p>入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。</p> <p>(五) その他</p> <p>詳細は、入札説明書による。</p>
					<p>の施行の認可</p> <p>(原稿誤り)</p> <p>一 上</p> <p>六 終わりから一</p> <p>土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可</p> <p>市町村管土地改良事業の施行の同意</p> <p>三 三</p> <p>四 終わりから五</p> <p>第四十八条第一項</p> <p>第九十六條の二第五項において準用する同法第十条第一項</p> <p>二 二</p> <p>四 終わりから四</p> <p>申請</p> <p>協議</p> <p>一 一</p> <p>三 三</p> <p>四 終わりから三</p> <p>「新たな」を削る。</p> <p>「戸波地区基盤整備促進事業」の後に「(農道整備)」を追加する。</p> <p>同意</p> <p>第九十六條の二第七項</p>
			<p>平成十四年四月一日(号外第三号)公布秋田県規則第二十九号(秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則)</p> <p>(原稿誤り)</p> <p>一 上</p> <p>三 終わりから三</p> <p>歴史資料</p> <p>文書、写真その他の記録</p>		

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄